

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年8月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立病院課	令和2年7月21日
中央病院	令和2年8月18日
丸亀病院	〃
白鳥病院	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の超過勤務手当について、支給割合を誤って支給しているものがあつた。(中央病院)

(イ) 県外旅費について、支給額に誤りのあるものがあつた。(中央病院)

(ウ) 自家用車を使用した出張について、距離計測を誤り、旅費を多く支給しているものが散見された。(丸亀病院)

(エ) 超過勤務等命令簿兼実績簿の勤務命令時間を誤り、超過勤務手当の支給が漏れているものがあつた。(白鳥病院)

(オ) 前年度及び前々年度指導していたにもかかわらず、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。また、帰着地を誤り支給額が不足しているものがあつた。(白鳥病院)

イ 財産について

総勘定元帳の現金の残高と現金受払簿の年度末の残高が一致していなかつた。(中央病院)

(3) 検討指示事項

該当事項なし